

○新潟大学医歯学総合病院診療記録開示要項

(平成 16 年 4 月 1 日医歯学総合病院長裁定)

改正 平成 29 年 3 月 30 日 令和 4 年 4 月 19 日

第 1 趣旨

- 1 この要項は、新潟大学医歯学総合病院(以下「本院」という。)における診療記録の開示に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要項において、日常の診療活動における診療内容の説明の一環として医療従事者等が診療情報を示して行う説明及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 76 条の規定による開示請求その他法律的措置による開示請求は、対象としないものとする。

第 2 定義

この要項における定義は、次のとおりとする。

- (1) 診療情報 診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者等が知り得た情報をいう。
- (2) 診療記録 診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。
- (3) 診療情報の提供 口頭による説明、説明文書の交付、診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- (4) 診療記録の開示 患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。
- (5) 医療従事者等 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者及び病院長をいう。

第 3 開示の範囲

開示する診療記録の範囲は、本院において作成した診療記録のうち、本院に現存する診療記録とする。

第 4 開示の支障事由

- 1 開示請求のあった診療記録について、次に掲げる事由があると認める場合は、当該診療記録の開示を行わないものとする。
 - (1) 開示請求された診療記録が第三者の診療記録と一体となっており、請求された診療記録を容易に分離することが困難である場合又は分離する作業が本院の業務に支障を与える場合

- (2) 開示請求された診療記録を開示することが、当該患者に危害を及ぼし得ると考えられる場合
 - (3) 開示請求された診療記録を開示することにより、人の生命又は安全に対する危険の原因となると合理的に予想され得る場合
 - (4) 開示請求された診療記録の開示が、法令により禁止されている場合
- 2 開示請求された診療記録が、前項の規定に該当する場合は、開示を行わない部分を可能な範囲で分離し、残りの部分について開示するよう努めるものとする。

第5 開示請求者

- 1 診療記録の開示請求者は、原則として患者本人(以下「本人」という。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、本人に代わって開示を請求することができる。
 - (1) 本人の法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる。
 - (2) 任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)に基づく後見人で、診療契約に関する代理権が付与されている者
 - (3) 本人から代理権を与えられた親族又はこれに準ずる者
 - (4) 本人が成人であっても判断能力に疑義がある場合は、現実に本人の世話をしている親族又はこれに準ずる者
- 3 第1項の規定にかかわらず、本人が死亡した場合においては、本人の配偶者、子、父母又はこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。)とする。

第6 開示請求手続き

- 1 開示請求者は、書面により新潟大学医歯学総合病院長(以下「病院長」という。)に請求するものとする。
- 2 開示請求者は、自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明するものとする。

第7 開示の判断

- 1 病院長は、開示請求の対象となった診療記録に係る診療科等の意見を聴いた上で、開示、部分開示、不開示等を決定するものとする。
- 2 前項の決定は、書面により開示請求者に通知するものとする。

第8 委員会

病院長は、開示、部分開示及び不開示について、公平かつ慎重に検討する必要があると認めた場合は、新潟大学医歯学総合病院診療記録開示検討委員会(以下「委員会」という。)に諮問することができる。

第9 開示方法

- 1 開示は、原則、本院の職員立会いのもと行うものとする。
- 2 担当医は、必要があると判断した場合及び開示請求者からの求めがあった場合には立会うものとする。

第10 費用

診療記録の複写費用については、国立大学法人新潟大学医歯学総合病院諸料金細則(平成16年細則第16号)に規定する額とする。

第11 保存

第7により通知した書面は、その写しを当該患者の診療記録として保管するものとする。

第12 苦情対応

開示に関する苦情については、委員会において対応するものとする。

第13 診療情報の提供

- 1 医療従事者等は、患者の診療のため必要がある場合には、患者の同意を得て、その患者を診療した又は現に診療している他の医療従事者等に対して、その患者の診療情報の提供を求めることができる。
- 2 他の医療従事者等から診療情報の提供の求めを受けた医療従事者等は、患者の同意を確認した上で、その患者の診療情報を他の医療従事者等へ提供するものとする。

第14 その他

この要項に定めるもののほか、診療記録の開示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成29年3月30日)

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(令和4年4月19日)

この要項は、令和4年4月19日から実施し、令和4年4月1日から適用する。